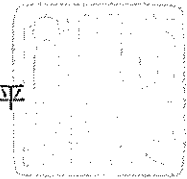


元文宗務第120号  
令和2年2月17日

各都道府県  
宗教法人事務主管課長 殿

文化庁宗務課長  
南 新 平



(印影印刷)

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について（依頼）

平素より宗務行政に御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、令和元年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（別添1。以下「方針」という。）においては、「令和2年度に実施するマイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策」と、令和3年3月から本格運用する「マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組み」が、「円滑に実施されるよう、マイナンバーカードの普及を強力に推進する必要がある」とし、「各府省は、本方針を踏まえ、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進を強力に推進するとともに、各業所管官庁から関係業界団体等に対してマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけ、マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す」とされたところです。

その上で、令和元年6月21日に閣議決定された「経済財政運営を改革の基本方針2019」（別添2。以下「骨太方針」という。）においては、骨太方針に基づき、「安心・安全で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から」、「マイナンバーカードの普及を強力に推進する」とされています。

以上を踏まえ、内閣官房副長官補室・内閣官房番号制度推進室から、「マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけについて」依頼がありました。

つきましては、別添のとおり、各文部科学省所轄宗教学法人代表役員宛てに協力依頼したところですので、貴都道府県におかれても所轄する宗教学法人に対して、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけについて、協力依頼を行っていただきますよう、お願い申し上げます。

【本件に係る問合せ先】

文化庁宗務課

電話：03-5253-4111（内線）2853

E-mail：shuhoujin@mext.go.jp

2/20

2/20